

コープくらしき診療所医科分掌業務規定

(目的)

第1条 この規程は、業務執行規則第7条に基づき医療生協コープくらしき診療所医科の業務分掌を定めることを目的とする。

(業務部門及び組織単位の業務)

第2条 コープくらしき診療所医科の業務部門及び組織単位の所管業務の個別分掌は次の通りとする。

(1) 診療係

- ア 外来患者及び往診患者の診療と療養指導に関すること
- イ 診療録・診断書証明書・意見書等の記録と文書の発行に関すること
- ウ 臨床的専門研修等に関すること
- エ 研究活動(学会・医師会を含む)教育訓練の企画立案及び実施に関すること
- オ 関係職員に対する専門教育・指導に関すること
- カ 医療方針策定と調整に関すること
- キ 診療室の備品の管理に関すること
- ク 健診受診者等の健康管理活動に関すること

(2) 看護係

- ア 外来患者及び往診患者の診療補助業務に関すること
- イ 各種健診・予防接種業務に関すること
- ウ 中材・滅菌業務に関すること
- エ 外来備品・薬剤管理に関すること
- オ 24時間電話対応に関すること
- カ 職員の教育、指導、学習・研修活動参加、看護学生実習受入に関すること

(3) 事務係

- ア 機関運營業務
 - i) 管理会議等機関付議事項の調整及び議案提案に関すること
- イ 重要渉外
 - i) 事業所印の管守に関すること
 - ii) 事業所としての契約、折衝に関すること
 - iii) 管理者としての諸手続に関すること
 - iv) 事故及び苦情処理に関すること
- ウ 計画及び統括
 - i) 事業所の長期計画、基本方針の立案に関すること
 - ii) 事業所の事業計画企画に関すること
 - iii) 管理全般の企画並びに総括に関すること

- エ 事務係職員の教育、指導に関する事
- オ 職員の人事並びに労務実務に関する事
- カ 外来患者の対応に関する事
- キ 診療録の保管に関する事
- ク 診療報酬・介護報酬請求業務に関する事
- ケ 各種文書の発行・管理に関する事
- コ 医療統計・患者統計に関する事
- サ 医療・介護収入に関する事
- シ 会計・経理業務に関する事
- ス 備品・消耗品の購入に関する事
- セ 郵便物等の発送・整理に関する事
- ソ 運転業務に関する事
- タ 24時間電話対応に関する事
- チ 所内の施設・設備・備品の保守管理に関する事
- ツ 所内の組織活動・健康管理活動の総括に関する事
- テ 各種健診・予防接種等請求業務に関する事

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、管理会議が行う。

附則

(施行期日)

この規程は2009年3月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は2011年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規則は2012年12月1日から施行する。